

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県環境基本条例		
条 例 番 号	平成 8 年神奈川県条例第 12 号	法 規 集	第 5 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	環境農政部環境計画課		
条 例 の 概 要	環境の保全及び創造に関し、基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境の保全及び創造を推進するための施策など、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	本条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定めた「基本条例」であり、本条例を根拠として個別条例が制定されており、現在においても必要である。	本条例に関連する個別の条例 「神奈川県環境影響評価条例」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」、「自然環境保全条例」、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全及び創造に関する施策を推進するとともに、新たな環境問題に対応するため、条例の基本理念に基づき、平成 21 年 7 月に神奈川県地球温暖化対策推進条例が制定されるなど、環境の保全及び創造に関し、有効に機能している。	環境基本計画 毎年度、進捗状況点検を行い、その結果をもとに次年度以降の事業計画を見直している。 環境白書 毎年度、環境の状況や環境施策の実施状況を公表。
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施しており、効率的に推進されている。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に規定している環境基本計画や環境施策等は、「神奈川力構想」に適合するものである。 なお、本条例には環境の保全及び創造につき市町村に責務を課す規定が設けられているが、「地域主権実現のための基本方針」の趣旨及び神奈川県自治基本条例の規定を踏まえ、県と対等の関係にある市町村の義務を県条例で定めることは不適切であり、改正を検討する。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例で規定している環境の保全及び創造に関する取組の推進に必要な事項は、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	市町村の責務規定について、改正を検討する必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無